

平成27年度 青少年問題調査研究会 第1回議事録

日 時：平成27年5月25日（月）14:00～

場 所：中央合同庁舎第8号館6階623会議室

「様々な視点から「少年非行」を考える。」

テーマ1 「歴史的な視点から、少年非行を考える」

講師：佛教大学社会学部 准教授 作田 誠一郎 氏

テーマ2 「矯正教育の視点から、少年非行を考える」

講師：法務省宮川医療少年院 主席専門官 押越 真人 氏

テーマ3 「社会で支援する視点から、少年非行を考える」

講師：NPO法人再非行防止サポートセンター愛知 理事長
高坂 朝人 氏

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付青少年企画担当

○司会 ただいまから、平成27年度第1回「青少年問題調査研究会」を開催いたします。

皆さま、御多忙のところ御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

本日は「様々な視点から『少年非行』を考える。」というテーマといたしまして、最近の少年非行の現状として、刑法犯等の少年の検挙人員はいずれも減少傾向にありますけれども、少年による重大事件が社会の耳目を集めて、少年非行の凶悪化ということも指摘されるなどしています。

私たちは、現代の少年非行についてどのように考えればいいのか。本日はさまざまな視点から少年非行について考えるべく、佛教大学社会学部准教授の作田様、法務省宮川医療少年院首席専門官の押越様、NPO法人再非行防止サポートセンター愛知理事長の高坂様の3名の講師をお招きしました。

この後、早速、3名の講師の皆様からお話を伺いまして、10分程度の休憩を挟んだ後、複数のグループに分かれていただいて意見交換の時間を15分程度設けたいと考えております。本日はちょっと狭くて申しわけございませんけれども、あらかじめテーブルでグループ分けをさせていただきましたので、グループごとに、3名の先生方のお話などを題材にさせていただきます。自己紹介であるとか、あるいは各自の御経験などを踏まえて、意見交換や情報交換等を行っていただきたいと思っております。

その後、意見交換で交わされた疑問であるとか、参加者御自身の経験を踏まえて共有できる意見など、グループごとに御発表いただいて、会場全体で3名の講師の方々と質疑応答、情報共有を図りたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

なお、本日は、定員50名のところ、60名強のお申し込みがありまして、本日は会場内が少し狭く御迷惑をおかけしておりますが、何とぞ御理解のほどをお願いしたいと思っております。

それでは、早速ではございますが、作田先生からお話をお伺いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○作田氏 こんにちは。佛教大学社会学部の作田と申します。よろしくお願いたします。

題材として今まで私が研究してきた内容としては、歴史的な観点から少年非行という現象を見ていくというところで研究を進めてまいりました。それ以外にも、当然、この研究が現実の非行少年に対してどのようにかかわっていけるのかという視点も取り入れながら研究は進めておりますが、今回は戦前期の時期というか、そこを中心にお話をしていきたいと思います。

戦後の研究はかなり進んでおまして、第3の波という形で三つの波、第4の波という話も出ながら、人数的な増減に対してその時々々の非行の特徴というのを語るという語り方があるんですけども、戦前期はなかなか、そういう意味ではその対象外になっておりました。

ですが、実は私の観点からすると、近代化の中で少年非行現象をもう一度見ていこうという視点、ちょっと大きな視点で今回は少年非行の戦前期を紹介していきたいと思います。ボリュームがかなりあると思いますが、ところどころ割愛しながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

今回は大きく四つにまとめています。中心としましては、明治・大正期の少年非行と昭和初期の非行少年という形でお話は進めていきたいと思っております。

初めに、定義と概要ですが、こちらのほうは、まず、ポイントとしまして、今回三つポイントがあるのかなと思っております。こちらはまとめのところとも共通するんですけども、まずは社会情勢の変化とメディアというものが、戦前期の少年非行に関しては非常に影響があるのではないかと。

それと、子供に対する価値観の高まりと矯正・保護の観点というのが2点目。

そして、最後に、原因論、これがかなり変遷しているというところでお話を進めていきたいと思っております。

戦前期の話ですので、ちょっと法律関係の概略になりますが、旧刑法に関しましては、基本的に12歳未満、そして、16歳未満、20歳未満という形でそれぞれ責任能力の区分がありました。こちらのほうも後のメディアの匿名と実名報道のところでも少しかかわってくるかもしれませんが、ちょっと押さえておいてください。

戦前期の非行少年の定義としましては感化法です。感化法には18歳未満という形で年齢区分が定義されています。

こちらのほうの「虞（ぐ）犯にかかわるようなおそれがある」という形の文言も、この旧少年法と感化法に含まれております。

こちらのほうは、すみません、流す程度とさせていただきます。

そして、今回、戦前期の少年非行の問題という形を中心に、明治期、大正期、昭和期と分けておられますが、明治期の資料というのは非常にまだ少なく、基本的には明治の後期から少年非行という問題が出てきます。そして、大正期にかなり注目がなされ、昭和期に

なると、それぞれ戦期といいますか、戦争というものがかかわってきますので、そこで大きく触れていくという形になっております。

では、早速、内容のほうに入っていきたいと思います。

まず、明治期。大きく特徴としましては、学生という社会的な立場の若者が出てきます。そこで、今の少年非行とは注目するところはかなり違うんですけども、この学生という新たな社会的地位の若者が出てきたというところで、その学生が墮落しているのではないか、または男女交際というのは問題ではないか。または試験にかかわって、さまざまな、窃盗も含めて、そういう病気というか「試験病」という表現をしているんですが、そういう状態になっているのではないか。または飲酒問題について。あとは、女学生という身分も出てきますので、女学生が墮落していると。

これは実は、イコールで、よくよく読んでいくと、女性の社会進出と絡めて「墮落」という言葉を当時のメディアは使っていたわけですけども、そういう意味で墮落の問題。

最後に、学生令が敷かれまして、児童、生徒、そういう子供たちが当然出てきますが、学校の中での問題という形で、数は少ないんですけども、明治期の少年非行とかかわるような問題というのはこういう形で挙げられております。

しかし、まだ実際に少年非行という形の研究というのは、明治のかなり後半にならないと出てきません。

これ（資料P.5下段のスライド。）が明治期の未成年犯罪者の累計を示しております。これを右側でちょっと視覚的に見やすいようにしているんですが、やはり明治25年、26年、27年、そのあたりでかなり数がふえていることがわかりますが、これはちょうど日清戦争の時期と重なります。当然そこで親を亡くす子供もふえておりますし、戦争という状況、日本の中でどれだけ影響があったかというのがありますが、当然、親とのかかわりというのは非常に強いということで、未成年の犯罪はふえております。やはり戦争という大きな社会状況の変化と少年非行の現象はかなりリンクしているというのも、後でまた御紹介したいと思います。

感化院という新たな少年非行に対する施設が出てきています。初めは公設ではなくて私設の感化院が始まります。明治17年を初めに出てくるんですけども、後にこれが公立化されていくわけです。

ここでも問題があったということがだんだんわかるわけですが、実際に研究者が研究を始めた時期について、著書を見ていくと明治30年代以降に多く出てきます。この辺から少年非行の社会問題化が進んでくる。つまり、どのように対応していこうかという研究が本格的になされていくのは明治30年代以降であります。当然、それ以前も少年非行はあるわけですけども、少年非行に注目し出したという意味では、明治30年代以降にさまざまな研究の業績が積み重ねられていくということになっていきます。

ちょっと駆け足になりますが、明治の1人の研究者、御存じの方は御存じなんですが、留岡幸助という人がおりまして、この人の少年非行研究から少し抜粋したんですけども、

例えば当時は「不良少年」と言っていましたが「不良少年と云うものは、多くは家庭の欠陥から出来たもの」だと。留岡自身は「家庭学校」という学校を開設していますので、当然、少年非行に対して臨床的にかかわっていったわけです。その中で、やはり家庭の欠陥ではないかというところにまず注目をします。

そして、違う論評になりますが、ちょっと線を引いておきまして、当時、不良少年の増殖という形で非常に新聞が書き立てるようになってきました。それに対しての批評という形になるんですけども、一つは、やはり新聞社というものがこの行動に注目するからだということ、そして、2番目には警察官が厳重にこれを監視するということ、そして、3番目には父兄、家族が教養に注意を払うということ。

今でもこれは通用するのかなと思うんです。ラベリング論ではありませんが、ある意味、こういう公的な人たちが少年非行に対して注目し、それが社会問題化していくところというのは、この当時、留岡も気づいていたということ。非常に先見の明があるというか、明治期にしては非常に鋭い指摘ではないかなと思います。

基本的には大正期に少年非行の研究が盛んになっていきます。なぜかといいますと、まず、ここでアメリカの新教育制度が導入されるということです。そして、こういう少年非行を犯す子供たちに対して、先ほど冒頭で言いましたが、子供観といいますか、守らなければいけない、または可塑性がしっかりある子供というような形の少年像というのが非常に広まった時代でもあります。ですので、どのように少年たちを矯正していくか、また更生させるかということに非常に注目が出てくるということになってきます。

それと、大正期では、日露戦争の不況を含めまして、やはり経済的に貧困層というのが拡大していきます。それに対しまして、当時の社会事業家なんですけど「不良少年の製造所」という形で、この貧困層の非行化というものにも非常に注目しているという学説もあります。

さらに、進学率については、今とはちょっと違って桁は小さいのですが、当時は進学率が上昇していきます。それに対しまして、当然、受験生という社会的な身分というか、地位が出てくるわけですが、そこで問題なのは苦学生なんです。お金のいる学生に関しては、親からの資金援助がありますので、勉強に邁進できる一方、田舎から出てきた苦学生に関しましては、当然、働きながらこういう学生生活、今で言う浪人のような形の生活を送っていきます。そこでさまざまな誘惑があると。都市の誘惑があるという形の非行化というのが問題になってきます。これもでちょっと御紹介します。

あと、硬派から軟派へと。これも後から御紹介したいと思います。集団行動から個人行動へという特徴も対照的には認められます。

あと、不良少女の台頭という形です。

では、具体的にこの内容を見ていきたいと思います。

まず、当時の鈴木との区分です。旧少年法にもありますけれども、おそれのあるという話をしましたが、虞（ぐ）犯的な少年に対しては「準」という形でそれぞれ対応しております。

して、そこに道徳というものを含めて区分けしているという、この当時の非行少年の分類というのがあります。これはちょっと法律上の分類ではありませんが、こういう分類をしております。

次のスライドになりますが、初めてお聞きになる方も多いと思いますけれども、これも死語になりつつありますが、「硬派」と「軟派」という区分で当時の不良少年を区分けしております。

「硬派」について、これは当時、明治以降から存在したという形で、特徴としてはすごく男性的だということです。ですので、またこれも後で御紹介しますが、非常に集団の中で規律統制がとれておりまして、上下関係がしっかりしている集団です。また、女子に関しても、それはもう不道徳だという形をとっておりますのも特徴です。男性社会をかなり凝縮したような形でしょうか。ですので、ちょっと言い方を変えますと、同性愛というか、男性に対しての恋愛は可という形になっております。

これが大正期になりますと軟派少年というのが出てくるんですね。これは何かといいますと、当時、純文学の話が当然出てくるんですけども、非行の行動としては集団行動ではなくて単独行動をとると。しかも、基本的に女性を対象・ターゲットにしていると。女性を誘惑して、言い方はあれですが「ヒモ」のような形でお金を取っていくなりするという形。実はタイプが全く異なっているわけです。こういう軟派少年が出てくるという形になってきます。

それに「浮浪少年」と書いていますが、こちらは明治期からずっと、親のいない子供に対して、公の機関といいますか、警察を含めた機関が非行少年と同一視するような側面がありました。生活苦の中で窃盗をする等の少年という形で、少し特別にこの「浮浪少年」というのは存在しておりました。

しかし、左側の硬派少年を見ていただいたらわかるんですが、大正期になりますとこの硬派の少年たちも数は当然減ってくるんですけども、今まであったようなかなり任侠的な世界観が崩れてきます。先ほどありました男色から、女性もかなりそのターゲットにし始めますし、金銭のためにけんかによって脅すなりするようなこと、こういうのもふえてきました。

もうかなり少なくなっただんですが、よくよくその当時の研究を見てみると、当然、この硬派少年というのは都心に多く存在したんですけども、内容的には地方出身者が形成している。だから、もともとの都市の若者たちというのは余りその集団には属していないというように、当時、指摘しているんです。それが軟派少年に流れていったのかなという、まだ推測なんですけど、そういう形の考え方もできるかなとは思っています。

次に絵がありますが、これが当時描かれた軟派少年と硬派少年の絵です。当然、もう服装が全然違うという形です。硬派のほうは常に武器を所持しておりまして、こういういかつい形ですので女性はあまり近づきがたいんですけども、軟派のほうは女性をターゲットにしておりますので、そういういかついところは余り表面には出ておりません。言葉巧

みにさまざまにだましていくわけです。そういうのを主にしていたという形で、姿にも違いが出てきております。

では、硬派少年の不良少年団について見ていきたいと思います。組織としましては「団長」というのがおありまして、その下に「副団長」みたいな形の人がいる。その下に部下がいるという形で形成されておりました。

少年たちはそれぞれ団体に所属しておりますので、そういう団体同士が顔を合わせるときには、互いの団長名だったり、どここの少年だという形で名乗り合うという形で、そこに帰属意識があるわけです。

団体によっては会費みたいな形もありますし、団員たちが集めたお金をそのまま団長が全部取ってしまうというところもあります。さまざまな団体の運営の仕方があったみたいです。

基本的には「規定」というものがこの団体には存在しておりました。次のスライドになりますが、これが一つ、当時の研究で上がっている部分です。非常に厳格なところもあります。先ほど言いましたが、地方出身者が中心となっていた。この硬派少年自体がだんだん人数的にも減ってきているんですけども、地方出身者と、当時の「若者条目」というのがあるんです。当時、地方には今で言う青年団みたいな形の団体がありました。そこにはかなり厳しい条目が課せられておありまして、その条目とこの少年非行集団の「規約」というのが非常に似通っているんです。ですので、地方のそういう出身者たちが、ある意味、団体に入るといえるときに、自分たちの地元のこういう規約というか、ルールというものを使っていたのではないかといい形でこれを紹介したいと思います。

次のスライド（資料P.10下段のスライド）の表について、上のほうに「明治」～「大正」と書いています。当時の不良少年団の図式です。でも、ほとんど大正期にはその団体が少なくなっているというのが見てとれると思います。これは当然、警察の活動が主に影響しております。この団体に対して警察が対応していたということで、かなり数は減っていったんですが、その場合、表立っての集団活動というよりも、先ほど言いました軟派的な個別の活動が主になってきますので、非行少年の数自体は減っておりません。ですから、形がだんだん変わってくるということになってきます。

そして不良少年団の記号です。先ほど言いましたが、集団の中でやはり統制というものが非常に大事になってきますので、それを象徴したようなデザインがあったんです。あとは、右側は警察が押収したのですが、短刀だったり、果たし状のようなものだったり、また、規約みたいなものを懐に入れていたというものもありました。さまざまな形で不良少年団というのを区別し、そして、その中で団体活動をしていたというのが当時の不良少年団です。数はかなり減ってはきていたんですが、こういう活動をしておりました。

これ（資料P.11下段のスライド）は写真でさっと御紹介したいんですけども、生活実態です。当時、阪口という研究者が本にまとめている調査ですが、やはりかなり厳しい環境で生活している子が多かったことが、この写真からもわかると思います。

これは浅草です。当時、浅草は非常に歓楽街でありまして、映画館等、活動写真ですが、かなり多くありました。当然、浅草には不良少年、不良少女という形の子供たちが集まる傾向がありました。そこで撮られた写真です。この写真は棒のようなものを持っています。でも、生活環境的には、破れた服を着ていたりしますので、かなり厳しい状況だったというのが見てとれます。

次の写真は左側が警察の摘発というか、保護の状況です。子供たち同士で生活をしている状況が見てとれます。

また、右側は不良少女たちです。不良少女に関しましては、後から新聞報道をちょっと御紹介しますが、多くはやはり男性、先ほど言いました軟派少年の話がありましたけれども、非行に走るきっかけは、やはり男性が主にかかわっているということがわかります。男性にだまされる、または男性からそそのかされて犯罪に走ってしまうという形が、当時の不良少女に関しては、原因としては非常に多く挙げられます。

次は不良学生と不良少年の写真ですが、また後で御紹介しますが、不良学生という形、先ほど明治期の学生の墮落の問題というのがありましたが、そのときに学生たる者という形で、かなり学生時代の真意というか、社会の見方が厳格だったんです。そこからちょっと羽目を外すだけで不良だという、墮落の問題が挙げられたんですが、この当時はもう犯罪を犯すような学生が出てき出しますので、またちょっと明治期の不良学生とは違う学生像になっています。

次の写真、これは「精神診査」と書いていますけれども、当時、非常に少年非行に対してさまざまな研究が進んできまして、心理学だったり、精神医学のアプローチというのでもかなり表立って出てきだしました。当時の研究の中で、精神科医、または心理学を専攻した専門家が子供たちに対して調査を行うという形で、さまざまな結果が出てきております。ここでは紹介しませんが、精神医療科という形で捉えると、非常に興味深い現象だということになります。

(資料P. 14) 大正期には、少年法の成立というのがやはり非常に大きいわけです。その中で、新聞メディアに注目して今回は見てみたいと思います。

これは当時、読者が投稿した内容なんですけれども、犯罪報道に対して少年自身には非常にきつい制裁が加えられている。ここでは表現的には「社会的に殺された」という表現で実名報道を語っています。当時は実名報道でした。しかも親の名前も出ますし、当然、その新聞を見た人はどこの誰々の子供だというのをすぐにわかるような形の報道が普通にされておりました。また、写真も含めて掲載されておりましたので、当時の非行少年たちにとっては、罪に対してのつらさよりも社会的な制裁のほうが、恐らく当時の人間関係の濃さというか、関係性の強さからすると、大きかったのではないかなと思われま。親兄弟を含めて、恐らくかなりつらい思いをしたのではないかなと思われま。

旧少年法の74条に、今で言う実名報道に関してのものが出てきています。当然、新聞、マスコミ報道に関しましても、これを受けて、名前を秘すという形で、仮名の形で実名は

伏せるという形に移行するんですけれども、その移行のところで、次を見ていただけるとわかるんですけれども、よくよく見てみると、その法律が施行されてすぐには名前は秘していないんですね。当然、施行後も実名で報道がなされていました。

これは何かというと、新聞の内容を見ていくと、今で言う少年の保護という側面よりも、社会の保安的な側面というのを非常に意識しておりまして、やはり社会的な安全を守るためには匿名でなく実名だという、何か今にも通用するような話なんですけど、そういう形で実名報道がなされておりました。ですが、これはもう昭和期に入ると、ほとんどが仮名が使われていたという形にはなっております。

当時の新聞を調べたところ、当時の少年事件ですけれども、約15年分を全部調べたんですが、1,516件ありまして、その中で業務上過失致死傷のようなものを除きまして、少年犯罪というのは大体906件、複数回答を一つで数え上げました。共通するところを見ていったんですが、その記事の内容を見ていくと、社会的に不安的な要素があるということと、希少性が高いです。なかなか犯罪が取り上げられていたということです。窃盗なんかは当然取り上げられずに、殺人等が中心に取り上げられている。

あと、活動写真を含めた原因論というのが出てきました。活動写真に関しては、またちょっと後から話しますが、次の「ジゴマ」というものなんですけれども、これは映画の中で窃盗をする怪盗みたいな形ですね。そういうような映画がはやっていたんですね。盗人が主人公になった活動写真があったんです。それに似通ったような手口で犯罪を犯す少年が出てきて、これがかなり当時問題視されました。それで、今と変わらないんですけれども、見せる媒体である活動写真に対して、少年には見せないだったり、そこは非行原因であるという形で、当時、活動写真に関しては、少年の教育という側面でかなり厳しく規制がかけられたという事実があります。今はそういうことはないんですけれども、当時は「ジゴマ」の犯罪というのがはやった時期があったんですね。

あと、少年犯罪をざっと挙げていますけれども、最近、低年齢化と一時よく言われますが、戦前も非常に激しい小学生の犯罪というのがあるんです。ざっとここにも挙げていますが、学校で人を刺すなり、リンチに近いことをやったり、今で言うと異常な少年と言われかねないような犯罪の内容がかなり散見されております。ですが、当時の記事の内容的には、そんなに小学生がというような形の報道はなされていません。ほかの少年と変わらないような少年で、さらっと小学生の犯罪が語られているというのが当時の特徴かなと思われまます。

(資料P.17) ここに当時の新聞記事を挙げております。3人殺しだったり、さまざまなものが挙げられますので、後で御参照ください。

また、関東大震災なんですけど、関東大震災後も実は非常に少年非行の数はふえました。ですので、ここに挙げさせていただきました。やはり社会情勢がかなり大きくかかわっているのかなというのは、この関東大震災でも明らかだということです。

あとは昭和恐慌です。こちらのほうもかなり大きな影響を与えております。経済的に不

況に関して、少年の事件数もリンクしておるといふところが見てとれます。また、当時、新聞報道もかなり特集を組んでおりまして、注目されたということがわかります。

あと、司法警察活動です。このとき実は警察がかなり大きくかかわっているということで、暴力団と警察の関係なんです、当時はまだ連絡といいますか、情報収集も含めて警察のほうも使うという、情報を得るためにかかわる傾向が当時はありました。明治時代まではそうでした。大正期になると、かなり暴力団とのかかわりというのを、表立ってですが、避けるようになってきます。そういうことで、暴力団とかかわる少年の動向というのもわかりづらくなってくるといふのが当時の特徴です。ですので、だんだん非行少年の隠れみののような形で暴力団というものが存在してくるといふことになってきます。

警察機関も当時は非常に保身的な側面で少年を保護するという側面もあったんですが、少年法ができて、やはり制度に乗ってきますので、権威としてそのまま審判所に送るといふ形の、非常に司法的な警察の活動が中心になっていくといふ大きな変化がありました。

当時の暴力団とのかかわりの例を挙げておりますので、これも御参照ください。

職種に関しましても実は昭和期に入るとかなり変わってきます、少年工という子供たちがふえてきます。これもすぐ後でお話しします。時間がちょっと超過しましたので、割愛します。

不良少女問題も大正期から昭和期にかけて非常に注目されるわけです。でも、多くの場合はやはり放火です。少女に関しては男が絡んでいるというお話もしましたが、もう少し低い年齢になりますと、放火の内容的には、復讐も含めて当時の奉公先に対しての放火というのが結構多く見られるということです。

あと、学校組織です。これも一つ注目しなければいけないんですが、感化院とその後の教護院を含めて、少年院も含めましてですが、非行少年に対してのさまざまな施設ができてくるんですけども、学校側ではだんだんこういう少年非行に対しての消極的な姿勢が顕著に見られるということです。ですので、本当に非行が進んだ少年に対しては、学校ではなくそういう機関でやってくれという形で、消極的な姿勢に変わっていったというのが特徴の一つとして挙げることができます。

これは本当にもろ刃の剣といふか、矯正機関が進んできて組織化してくると、今度は学校の教員の中で、そういう専門家たちに託すという形で手放していくといふマイナスのところも現場では出てくるということです。事例もちょっと出してあります。隠蔽体質がふえたということです。

あと、昭和初期の小学生の事件報道についても、参照で見てください。

当時、徒弟制度というのも非常に注目されておりまして、この当時、親方とのかかわりというのも非常に荒廃してきましたので、ここも実は少年法、本当に近代化が進んで少年自体を一つの労働者と見るのですけれども、教育の側面をかなりないがしろにしていたといふのが当時の特徴です。徒弟制度みたいに育てていくといふところがだんだん薄れてき

たということで、少年工の非行化が非常に目立ってきます。ここも一つ問題だということです。今で言う親方という形のかかわりは薄れましたということです。

実は、少年工なんです、大きな工場にみんな就職したいと思っているんですけども、そこでさまざまな選別過程を経まして漏れていく子がいっぱい出てきたわけです。その漏れてしまった子の労働環境が非常に劣悪だったんです。そして、非行に走っていくという側面が当時問題になっておりました。こちらも後で見ておいてください。

最後は戦時下です。戦争中の少年非行に関しましても、もう非常にカオスといいますか、ぐちゃぐちゃな状態になっておまして、一つ問題になったのは学童疎開なんです。学童疎開できた子供たちはよかったんですが、できなかった子供たちの不良少年化の問題が当時はすごく、話題として少ない中ですが、挙げられております。これももう戦局の中での少年非行の特徴かなと思われまます。

また、非行少年について、今までは本当に社会で虐げられていた少年なんですけれども、戦局のところで人材としての若手、若者の力というところで実は見直されつつあったという話もあるんです。社会悪として扱われてきた少年が、社会に価値があるもの、ここで言う人材として戦場に赴く少年として見直されたという側面も実はありますということです。

駆け足になりましたが、最終的に精神医療科というのが一つあります。先ほど言いましたが、だんだん鑑定が進んでいくんですけども、そこに優生学みたいなものが含まれまして、この鑑定の結果、精神的に問題であるとみなされた少年が、ここには挙げていないんですけども、戦時期には少年院に送られるという過去もあります。ですので、罪を犯していなくても、こういう形で戦時期に問題を起すであろうというおそれがあるというところで、そういう少年院等の施設に囲われてしまうというような事態も起きています。これも戦時期の状況で一つ問題があると思います。

最後です。長くなりましたが、まとめとしまして、集団とか単独行動という行動の形態は繰り返し行われていると。戦後も暴走族等の集団の非行活動がありましたが、また単独行動がふえて、また今度、単独行動から、何か大きな犯罪を犯すときには集団行動になりつつあります。こういう形で行動形態では何か流れがあるのかなと思われまます。

それと、原因論です。素質か環境かという形です。この議論も非常によく出てきます。社会の問題なのか、それとも素質の問題なのか、精神的な疾患の問題なのかというようなところの議論が、長いタイムスパンで見えていくと、非行少年の現象には繰り返しあらわれてきます。

あと、少年問題に関しては、メディア報道というのが非常に大きく左右しています。注目するという意味でですね。非行問題というのを持ち上げるのも下げるのも、結構このメディアというのが非常に影響しているのかなという形が見てとれます。

最後に少年非行とのかかわりなんです、徒弟制度とか、少年院の施設の学校の対応を見ていくと、少年との関係が遠ざけられるほど、社会的不安とか厳罰化の傾向というのは、過去のものを見ていくと、流れとしては高まる傾向にあると。これも今にも通じるのかな

と思っまして、私は関心を持っております。

すみません、長くなりましたが、これで発表を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○司会 以上、歴史的な視点から作田先生にお話を伺いました。

それでは、続きまして、施設教育の立場からということで押越先生にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○押越氏 宮川医療少年院の押越と申します。よろしく申し上げます。

作田先生からは、明治・大正における少年非行の流れについて、非常に学術的にお話しいただいたところですが、私としては、本当に実務家としてどういうことをやっていて、最近、彼らにどういう傾向が見られるとか、どういうことが必要なのかというところをざっくばらんにお話しできればなと思っております。

今、写真で映されていたのが宮川医療少年院です。

すぐ横に川があって、これがまた、よく雨が降ると、近くにでかいサイレンがあって、これがもう時間を問わず鳴るんです。これがまいてしまうんですね。というのは、音に敏感な子供を収容していますので、これはもう相乗状態になってしまうんです。

私の話はいろいろ脱線しますので、気楽に聞いていただければ。

少年院とは、ここにお集まりの先生方は十分御存じだと思いますけれども、これは法務省の国立の組織です。

家庭裁判所に全件送致されてきまして、一部例外もありますけれども、保護処分として少年院送致ということで送られてきた少年が収容されているといったところです。

そして、これはよく言われることですけれども、少年一人一人の個性、これが非常に大事なんです。我々は集団処遇ということで集団を組んで彼らを教育していきますけれども、そこで教官がただ通り一遍の言葉を発してもだめなんです。授業形態でそういうこともありますけれども、必ず千差万別、十人十色です。いろいろな少年がいます。ここで一人一人の目線に合わせていかないと、教育は意味がありません。

あと、非行の傾向ですね。これはいろいろな出方があります。昔では、作田先生のお話にもちょっと出ましたけれども、いわゆる暴走族なんて、ぶーん行って、教官なんかもうまく使って、それをいい意味で手懐けて、集団の核としてちょっと仕切ってくれよみたいな感じで、「はい、わかりました」みたいな少年がちょっとやってくれるかなみたいな感じで、すーっと、教官が「よし」という感じもあったんですけれども、最近はそういうわざは使えないと。非常にぐにゃぐにゃして、縦社会、そういうものの洗礼も受けていない子が非常に孤立化しているな、弱いなという少年が多いです。

それぞれに適した矯正教育を行い、社会不適應の原因を除去するとなっていますけれども、当然、長所を見つける。これが非常に大事なところで、誰にでも長所はありますから、そののところが思い切り褒めちぎってやると。例えばごみをちょっと拾った。ちょっとマットがずれているのを少し直した。そういうところを教官というのは見逃してはいけません。そこで、すかさず褒めてやる。すると、少年は花が開いたようにいい笑顔をばっと思えるんです。先生方はそういうところを見てくれたんだなというところがあります。

あまりスライドとリンクしないところの説明もありますけれども、これは「保護処分の流れ」です。基本的には、さっきも言いましたけれども、犯罪少年、触法少年、14歳に満たない少年ですね。あと、虞犯少年といいますが、全ていろいろな関係機関を通して、原則的には家庭裁判所に全部事件が送られます。その後、家庭裁判所において観護措置の

審判が行われるということです。家庭裁判所の調査官による在宅の観護なのか、それとも少年鑑別所に収容して観護処分を行うのかというところが決められます。それで在宅になるのか、鑑別所に入るのかというところです。

家庭裁判所の裁判官としても、非常に期待は高いと聞いたことがあります。言い方はちょっとざっくりばらんで関係者がいたら申しわけないですけども、鑑別所の技官の先生の意見は、それはそれで読むし、参考にはなると。一番知りたいのは、彼らが鑑別所という収容下に置かれてどのような行動変容をするか、どのような立ち居振る舞いをするか、それに我々は興味があるのだと、ある裁判官が言っていました。

審判というのが最終的にありまして、その後、保護観察になったり、少年院に行ったり、児童福祉法上の措置に行ったりというところがあるわけです。これが一般的な流れで、皆様御存じのとおりでございます。家庭裁判所に非常に専門的な機能を持たせているものですから、起訴猶予とか、そういうようなものは認めていないというところです。

「少年院の種類」、実はことしの6月1日から現行少年院法が変わります。皆さん御案内のとおりです。新少年院法と、今度は少年鑑別所法というのもできます。

今まで少年院法の中に少年鑑別所についての規定があったりというようなちぐはぐなところ、あとは非常に処遇の大切な部分について、行政上の運用で賄っていたというところがあったわけです。それを全て吸い上げて17区分、権利・義務関係のところとか、そういうところについて全部法律事項にするというところで、職員の権限であるとか、あとは少年の権利・義務というものをしっかりと盛り込んだ。そういったものが6月1日に施行ということで、今、現場はてんてこ舞いで準備をしているというところがございます。

あとは、現行でいうと、初等、中等、特別、医療というような4種類の少年院があります。今、私は宮川医療少年院というところにいますけれども、これは下にも書いてありますけれども、「医療少年院」という看板はついていますが、いわゆる医療の措置を施す少年院ではありません。これは少年も保護者も勘違いして、いろいろ面倒くさいことになったりするんです。

初等、中等というのは、これは年齢でおおむね分けているということです。16歳というところです。いろいろ大きな事件があったもんですから、おおむね12歳以上から入れるというような少年法の改正もあったところです。今度の新しい法律では初等、中等というくりはなくなります。第1種少年院となります。

特別少年院、「特少」なんて言っていますが、非常に名前にレッテルを張ると、特別な悪い連中ではないかということで、これは名前が第2種少年院になります。

初等、中等が1種の少年院、2種少年院が特別少年院、第3種少年院が医療少年院、第4種少年院が、少年院で受刑する受刑・在院者に対する少年院ということになります。

ということで、さっきも言いましたけれども、宮川医療少年院とか神奈川医療少年院とか、あとは、特殊教育課程を実施するところは中津少年学院というところもありますけれども、そこは「医療」というのがついていないですが、医療を施さない施設なのに「医療」

とついていて、障害受容もできていない子供がいたり、保護者がいたりするので、裁判所では、あなたは初等少年院に送致します、中等少年院に送致しますと言われるけれども、いざ入ってみたら医療少年院。何か障害者扱いされたみたいなことで、結構そういうところを丁寧に保護者とか少年に説明する場面が非常に多いです。これを機にいろいろな適切な名前に変えていただきたいなと思うんですけれどもね。

収容区分というのがあって、短期処分と長期処分があります。これは犯罪性であるとか要保護性、いわゆる保護者の環境であるとか、そういうものに依拠して変わります。

(資料P.3下段のスライド)「宮川医療少年院は」とありますが、一応、心身に著しい故障がない。これは新法では変わりますけれども、「故障」というのは物が壊れるものだろうということで、文言も新しい法律では変わります。「心身に著しい障害がない」と変わります。それはまた新しい法律を見ていただければと思います。

現行法で使っている「心身に著しい故障がある」少年は、関東医療少年院とか京都医療少年院という、いわゆる医療措置を施す病院に行くわけです。

しかしながら、宮川医療少年院とか、神奈川医療少年院とか、中津少年学院というのは、心身に著しい故障はないのだけれども、知的障害がある少年、あとは情緒的に未成熟で非社会的な形が非常に著しい少年が入っているというところなんです。

うちは三重県伊勢市というところにあるんですけれども、名古屋管内から入ってくる少年というのはすごく少ないです。ほとんど関西です。大阪、京都、奈良、神戸とか、この辺が6～7割を占めている。

これは繰り返しですけれども、要するに当院の対象は特殊教育課程というところでありますが、これで問題なのは、今「障害受容」という言葉を言いましたけれども、これができていないお子さん、保護者の方が多い。

というのは、親としては、自分の子供が障害者だと認めたくない。子供としても、そういうことを言われたくないということがあります。嫌な思いをしています。生まれてから家族からは虐待され、学校に行っては勉強についていけず、いじめを受けというような二次被害をさんざん受けてきている。貯金は彼らにありません。ゼロ円です。ここから貯金をいかにふやしていくかというのがすごく大変なんです。これはもう一朝一夕にいかないです。

というところで、いわゆる知的障害の子供、あとは非常に社会的に情緒未成熟、いわゆる発達障害と言われる部類の子です。自閉症スペクトラム症とかADHDとか、あとは反応性愛着障害とか、いろいろな子がいます。べたべたさわってきて離さないとか、すぐに攻撃を仕掛けてくるとか、何かして気を引いて、先生、先生、毎日面接をお願いしますというようにいろいろひっついてみたりとか、すごく大変です。

これは知的障害と限らない、これは一般の少年院でもそうだと思います。この辺はそうなんです、いわゆる社会常識を当てはめる、身につけるといのがすごく今、重要になっています。単に施設内適応で、そこだけ塀の中に入れて終わり、保護観察にバトンタッ

チという時代ではありません。いかにして社会常識を身につけて、彼らが社会でいかにして生きていけるか、そのスキルを与えるか、そういう意識を持たせるか、そこがすごく大事だと思います。

九九はできません。ここからは手取り足取り教えます。あとは、難しい話を言っても「はい」と彼らは言います。「何と言った？」と繰り返し聞くと「わかりません」と言います。だから、そこら辺はうまい具合に話を聞き出してやらないとだめということです。

あと、これは共通すると思うんですけども、人に質問できない、自分の考えをまとめられないというのがあります。そもそも自分がない。自分に自信がない。自分とは何ぞや。全然わからないというところです。だから、人に質問というのができない。何か考えがあって、自分はこうしたいという主体性がある、それで質問というのは出てくる。しかし、そうではなくて、そういうものが全くない。その日暮らし。自分の意見を言うのが苦手、もしくは非常に嫌がるということです。

意見発表会というのも1級上生にやらせています。ものすごく緊張して、がちがち震えています。そういう経験を彼らが一生懸命するというところに我々は感動を覚えます。

あとは、一つの行動に執着したり、同じ質問を繰り返すというのがよくある特徴としてあります。ずっと水ばかり大好きで、トイレを詰まらせる常習者もいます。大変です。お水が大好きで、そんな子もいたり、かわいいんですけどもね。

あとは、発達障害の子ですが、これはもう本当に、要するに、一般的に言われていますけれども、いわゆるKYです。場を読み取るのが苦手で、例えばキャッチボールをやったら、胸に取りやすいように投げるといって、これができない。運動とかでもドッジボールとかをやらせていますけれども、自分だけ思い切り投げて、どこに行こうが構わない。全然その辺が苦手です。体育をやったとしても、自分ばかり突っ込んでしまっただけで、相手がけがしても「相手が悪いんじゃないですか」みたいなことを平気で言い放つ。こういう子がいたりします。

あと、婉曲、これはだめです。曖昧な表現とか、これはだめです。伝わるように、しっかりと、ゆっくり、大きな適切な声量で声がけをする。

あとは似たようなことです。こういう子供は一般の少年院にもたくさん紛れ込んでいます。

今、我々宮川医療少年院が相手にしている子供たちというのは、特殊教育課程ということですが、新しい法律になると、知的障害の子はM1、情緒障害があつたり、発達障害があつたりする子はM2となります。新たにM3という区分ができます。これは「隠れH」と言われていて、今まで一般の少年院に行っていたんだけど、何かこの子って空気を読めなくていきなり場違いな行動をするよねとかという、そういう少年については、それ専用の区分を設けて、そこの該当する少年院に送るというようなこととなります。

次に「コミュニケーションのこつ」ということですが、常々私も現場職員にもいろいろ説明していますけれども、とにかくくどい説明はするなど。「ひとつずつ」「ゆっ

くり」「ていねいに」ということです。あと、比喩とか曖昧な表現は絶対に使わないようにというようなことを言っております。

あとは、「一日の日課」というのは、これは非常に大事です。というのは、ただこういうものがあって、ああ規律正しいなだけではなくて、これが体にしみ通っていくんですよ。彼らにいつも言っているのは、このように体にしみ通った、例えばこの時間になったら起きるのだよという、これについて、これは社会常識。例えばあなたは仕事に行くよね、起きるよね、ちゃんと出勤するよねというところです。そういうところについても、こういうところを通じて学習しているんだよというところです。

最近ではばたばたと、起きられなければ別に遅刻してもいいのではないかと行って、ちょっとおくれて行って、「おまえ何やっているんだ」と親方とか先輩に注意されて、嫌になって翌日から行かなくなってしまうというのが多い。また再非行に至って少年院に入るとか、刑務所に入るとか、それがパターンです。

いわゆる「居場所」と「出番」ということを言われていますけれども、その「出番」というところ。少年院から出たら長期間あいてはだめです。すぐにでも、一番いいのは、少年院にいる間に進路を決定して、出院した翌日にはその職場に行くというのが一番ベストです。

これに向けて我々は一生懸命頑張っていますが、なかなかいろいろな知的障害があったりということで、彼らについては難しいですけれども、いろいろな福祉施設につないだりとか、当院にも社会福祉士がいますが、そういった専門的な知識を活用しつつ、何とかそういった組織につなげて、作業所で働くような機会をつくっているというようなところでございます。

これは、こんなことをやっているなというところで、後でまた映像が出てきたときに説明します。

新法では「職業指導」となって、細かい説明は省きますけれども、あとは「問題群別指導」という少年院の教官としては懐かしい表現、これが変わってしまっただけで「特定生活指導」となってしまっただけで、刑務所で言う「特別改善指導」と一緒のような形で、今までは独自に各少年院でつくってきたプログラムというものが一切廃されて、一括した局がつくったプログラムをやりなさいというような形になっています。内容としては、薬物とか性とか、窃盗はないですね。交通もないですね。家庭、あと交遊があります。6類型あります。

特に当院では「性」が多いです、わいせつ。小児わいせつが多くて、例えばよくあるVTRを見せていても、全然関係のない場面で小さな女の子が出てきたりすると、そればかりに集中して、日記にこの女の子が出てきてかわいかったみたいな、そういうことしか書かないとか、あとは男の子も女の子も好きとかというのがいたり、さまざま。わいせつが結構います。薬物は当院はあまりいません。

あとは、それぞれこういったSSTであるとか、対人スキルアップ訓練とか、これは主に親方に怒られたときとか、遅刻したらどうするのとか、面接に行くときはどういう格好で行

くのか、そういうことを教えたりしています。あと、パソコンをやったりとか、そういうことについても最近は始めています。

「認知作業療法トレーニング」というのはうちの特色で、いわゆる不器用な少年がすごく多いんですね。それを認知作業でもって、少しでも作業できるような、いっせいのせで2人組になってバトンを渡したりとか、計算力ですけれども、そういうことを通じていろいろと協調性だとか、作業能率を上げたりとか、認知機能に働きかけたりとかというところで、結果として、口外できるものではないかもしれないですけれども、IQがちょっと上がったりとかというところは認められているところです。こういったところをやっているというところですかね。

残りのスライドは映像です。木彫科。非常に不器用なので、おしぼりのお皿とかをつくっていますけれども、穴をあけてしまう少年が非常に多いです。陽にかざすと、本当にもうお陽様が見えているみたいな、そういうところから。これは外部講師の先生ですけれども、手取り足取り、本当に長い目でゆったりとした心で教官もいないとダメです。一々こういったことで、何をやっているんだなんていうことではないという感じですかね。

あと、農業科です。非常にフェンスの低いところでやっていますが、非常に一生懸命彼らは本当に土に親しみ、「心を耕す」という言葉が私は大好きですけれども、やはり少年院といえば農業でしょう、基本ですよ。これは変わらないと思います。いろいろな片仮名が入ってきていますけれども、いろいろなプログラムとか。やはり土に親しみというところではないかなと感じます。

あとは園芸です。これは、こんなかわいいお花をつくって、少年たちもすごく花にも似たような笑顔を見せてくれるというのがうれしいところです。

あと、陶芸。これは作業療法的なところもあって、すごく気持ちが安定してくる人が多いです。この陶芸科には、外に出せない、ちょっと処遇がなかなか難しい子供を結構選抜して入れています。最初の菊練りから始めて、あとは、手ろくろを使って形をつくっていったりとか、そういうところまでやっていますけれども、非常にいい作品をつくるし、全く人と話をしない、人の言うことなんてどうでもいいなんていう子がものすごい作品をつくったりします。だから、そういうところをしっかりと褒めてやるという、そのところは法律が変わろうが何がかわろうが、決して忘れてはいけない少年院の教官の心だと思います。

あとは、これはみんなの寮の洗濯をしている洗濯科というところです。

あとは「各種教育活動」と出ていますけれども、先ほど説明したようなものです。白衣を着ているのは精神科医です。精神科医も入りながら指導していくという形ですか、そんな形でやっています。

あとは、教科教育といっても、1回大変だったのが、中学生がたくさん入って学級崩壊になってしまっただけ。というか、先生が説明しているのにそんなことが多かったので、2班に分けて、一方は教科班、一方は職業体育系班というのに分けて、各職業ごとに散らばし

てやったというのもあります。とてもではないけれども、人数が多くなってしまって授業が成り立たなかったものですから、そういう苦肉の策をとったり。

中にはかなりハイレベルな大学に受かってしまうような能力、IQ130ぐらい持っている発達障害の子もいます。高校卒業程度認定試験なんてば一つと受かってしまったりとか、そういう子もいるので、いわゆる発達のでこぼこというやつです。そこら辺を感じているし、それはある意味、彼らの長所として捉えていくんだなというところでもあります。

あと、保護者ですね。我々教官は、保護者にはかなうところはありません。しかしながら、さっきも言いましたけれども、虐待、これはやはり非常に彼らの心に傷をつくっています。このところで私はよく保護者に言います。今まで大変だったと思いますけれども、我々にも本音で語ってくださいと。あとは、孤立しないでくださいと。この少年院にいる場でいろいろみんなはききましょうよと。どのような苦労があったのか、どうすればよかったのか、子供さんがどのような気持ちでいたのか。そういうのがなかったらだめでしょうと。これは外へ出ても、もうそんな話はできませんよ。今いるうちですよということをかなり私は強く言います。

どんなに虐待されても、お母ちゃんのことを好きだ、お父ちゃんのことを好きだという子供がいるわけです。もう本当にこの悲しさといったら、ないです。

年間行事としては、成人式をやったりとか、卒業式をやったりとか、サッカー大会をやったりとか、こういうことをしていると行ったところです。ここはどの少年院でも一緒だと思いますけれども、観桜会をしたり、花火見学をしたり、収穫祭をしたりというところ

です。あとは、教育と、これは低年齢の少年、いわゆる小学生が入ってきた場合に、当院もそれを受け入れる対象所になっているので、新しくこういう棟をつくっています。宮川医療少年院はぼろぼろですけども、ここの教育棟だけは新品です。平成21年か、それぐらいにできたものです。今までにまだ収容実績がありません。なので、結構教室として使っていたり、あとは、マナー講座といって、お茶の先生に来ていただいていろいろ礼儀作法を学んだりとか、そういうところで使ったり、そのようにしているというところ

です。ちょっと早口になりましたけれども、やはり彼らを見ていて、本当に生まれながらにいろいろなハンデがありながら、そこがちゃんと理解されず、関係機関の人がもっと小さいうちからかわって、また、親のほうもそういうところをちゃんと利用できるようなものがもっと早くできなかったのかなと。そうすれば、こういった行動形態として非行に発現していくということはなかったと思うんです。だから、非常に彼らも被害者だと。ちょっと言い方は語弊がありますが、そういうところの側面が、特にこういう特殊教育課程の少年だとすごく感じます。

かといって、非常にひどいことをやっていますので、そのところはしっかりと寄り添って考えていくということです。頭ごなしに言ってもだめですから。さっきも言ったように、彼らには貯金がありません。ゼロ円です。ゼロで入ってきます。そのところに、い

かに一歩一歩少しずつ自信というものをつけさせていくかというところです。

いろいろな少年院を私も歩いてきました。入院のときにはみんな笑顔で出て行きます。しかし、ここの宮川医療少年院では、入院のときには笑顔で出て行く少年はほとんどいません。みんな本当に暗い不安そうな表情で出て行きます。それだけ社会で受けた、親から、学校から、地域から、いろいろなところからのダメージというのが大きいんでしょう。

そういうようなことで、これからは退院者からの相談という制度とか、そういうものも新法に入ってきます。保護観察所というのは、あくまでそれは主体としてお渡ししますが、今まで口ばかりではない少年院、施設内処遇と社会内処遇の連携なんていうのはずっと言ってきましたけれども、そうではなくて、より一層緊密な連携で情報交換を密にしていって、鑑別所も巻き込んでどんどんやっていく。いろいろなところで少年というものを軸に、ケースを軸にみんなで作っていこうよというような時代だと思います。

いろいろと長くなりましたが、またこの後の時間もあるので、以上で私の発表については終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○司会 非常にざっくばらんなお話をありがとうございました。

それでは、続きまして、NPO法人再非行防止サポートセンター愛知の高坂様にお願いしたいと思います。

最近、非行のあった少年に社会で寄り添う活動が報道、メディア等で注目されておられます。どうぞよろしく申し上げます。

○高坂氏 こんにちは。NPO再非行防止サポートセンター愛知の高坂といいます。よろしくお願ひします。

ここに最初に出ている「再非行を減らし笑顔を増やしたい！」というのは、僕たちがやっているNPO法人の目指している夢です。

名前がちょっと長いので、皆さんにできれば「再サポ愛知」と呼んでくださいとお願ひしたいと思ひます。

「私たちのミッション」は、ここに書いてあるとおりになんですけれども、本音と希望をもとにしたサポートをするということが鍵と思ひています。

実際にどのようなサポートをしていくかということなんですけれども、743万という数字があります。この数字は平成25年12月のときの愛知県の人口の数字でした。上の804人というのは、法務省の統計のところを見ていったら、愛知県には少年鑑別所が1つあるんですけれども、平成25年に愛知県で逮捕されて鑑別所に1年間で入った人数が804人と書いてありました。愛知県の人口から鑑別所に入った人数を割ると9,429人となったんですけれども、再サポ愛知のロゴが四葉のクローバーになっています。このロゴは私の妻が一生懸命考えてくれて、私たちのNPOのメンバーとも話し合った結果、これがいいよねということで決めたとんですけれども、その後四つ葉ってどれぐらいの発生率なのかなとインターネットで調べていたら、本当かどうかわからないんですけれども、大体1万分の1の確率で出てくると書いてありました。だから、非行少年も、本当に世の中に迷惑をかけてしまって、悪いことばかりしていると思うんですけれども、何とかそこから変わって行って、四つ葉のクローバーのようにいろいろな人を幸せな気持ちにしたりとかになってほしいなという気持ちもあって、このロゴを使っています。それで「四つ葉の事業」としています。

一つ目のサポート内容は「緊急サポート」ということで、自分の息子が逮捕されましたと親御さんとか関係機関から御連絡があった場合に、少年が逮捕されたら、そのまま家に帰る子もいれば、少年鑑別所に行く子もいるんですけれども、鑑別所に行った場合は、当法人の再サポ愛知の少年院経験のあるスタッフが付添人になって、鑑別所に何回も面会に行きながら、少年審判と一緒に出席します。

付添人に関しては、日本の中で付添人をやっている人たち、少年事件の付添人をやっているのはほとんどが弁護士資格を持っている人たちばかりなんですけれども、弁護士資格がなくても、家庭裁判所に「付添人許可願」というのを出して、家庭裁判所から許可されたら、弁護士資格がない人もなれるので、やらせてもらっています。

二つ目のサポートは「施設内サポート」といまして、少年院に入っている少年に対して何度も面会に行ったり、手紙を送ったりしています。これを担当するスタッフは、必ず1人の少年に対してスタッフが2人担当します。1人は、少年院に入っている子たちと同じように少年院経験のあるスタッフが担当します。もう一人は大学生や社会人のスタッフが担当しています。

三つ目のサポートは「社会内サポート」です。本当にものすごく大切な部分だと思ひま

す。鑑別所や少年院から社会に帰ってきたときにサポートしていくんですけども、一番最初に「おかえり合宿」というものを1泊2日で少年とスタッフが一緒に合宿に行きます。その上で、実際にどのようなサポート計画でもってやっていこうかということ、少年や保護者とか、ほかの方とみんな考えながら計画をつくります。それに基づいて仕事の紹介をしたり、学び直しの機会をつくったり、余暇のサポートをさせてもらっています。

最後の四つ目のサポートは「家族向けサポート」です。我が子が逮捕されて鑑別所に入っているとか、少年院に入っているとか、非行がなかなかとまらないという保護者の方や兄弟に向けて、電話相談とか、メールとか面談の相談も受けています。

この自己紹介の中には書いていなかったと思うんですけども、私自身、本当に情けない話、元非行少年です。私は16歳のときに事件を起こして、愛媛県に松山学園という少年院があるんですけども、そこに入りました。13歳から非行に走って、14歳から広島市の暴走族のメンバーをやっていて、私の父も母も本当に一生懸命私を立ち直らせようとして、本当に毎日一生懸命奔走してくれていたんですけども、父と母が一生懸命私にぶつかってくれればくれるほど、私は反発してものすごく悪いことばかりしていました。

松山学園に入っていたときも、親への感謝の気持ちとかもなかなか持てなかったり、真面目になろうという気も全く持っていなかったんですけども、そのとき母から手紙が来て、その手紙には母が子宮がんになったと書いてありました。

それまでは少年院の中で生活していても、同じような年代の人たちがいるので、ここで四国の不良の子たちになめられたら広島の不良としておしまいだという気持ちを持っていて、絶対になめられないように生活していたんですけども、そういうことが本当になくなって、1枚目を読んだときには、とにかく母さんに生きてほしいと思ってすごく泣きました。

3日ぐらいずっと泣いていたんですけども、そのときに本当に思ったことは、それまで少年院の先生とかに対しては、押越さんがいるとちょっと言いにくいですけども、先生にはここを出たら真面目にしますとか、被害者の方に対して申しわけなく思っていますとか、暴走族を抜けますとか言うてはいたんですけども、全部うそっぽいで、そういうことは一つも思っていなかったです。だけれども、母さんが子宮がんになったと聞いてからは、本当に親だけは大切にしたいと思いましたし、母さんには本当に一日でも長く生きてほしいと思ったし、もう迷惑かけたくないと本当に思いました。

これを言うとなかなか理解されにくいかもしれないですけども、親にはもう絶対に迷惑かけたくないということを本当に心の底から思ったんですけども、それでも、出たら暴走族に戻ろうということも私は決めていました。

私がかかわっているほかの少年たちにいろいろ聞いていても、やはりお父さん、お母さんとかにはもう迷惑かけたくないですねと言う子がいても、これを抜けると、ほかのところで生きていくことも難しいので、親には申しわけないけれども、もうちょっと悪いことをやりますよと言う子が結構いるので、私の松山学園にいたころと何か似ているなと思う

ことがよくあります。

そういう甘い気持ちだったので、松山学園を出たときが16歳の後半ぐらいだったんですけども、その後、24歳までずっと私は犯罪をして、松山学園を出てから何回も逮捕されていて、回数を数えたら出てから14回逮捕されています。

今はもちろん悪いことはやっていないんですけども、私は娘が2人います。2人目の子供が生まれたときに母が名古屋まで会いにきてくれました。そのときにちょっと時間があいたので、母と一緒に2人で、せっかく名古屋まで来てくれたので、名古屋城を見に行こうよと言って見に行ったんですけども、このときにちょっとベンチに2人で座っていて、私の10代のころのことは母にも何か申しわけないと思って聞きにくかったんですけども、こういう活動もしているの、母さんに「10代のころ、悪いことを僕はしよったとき、どういうふうに思いよった？」と聞いたら、私が悪いことばかりしているということは、被害者の人とか、学校とか、地域の人とかに本当に申しわけない気持ちでいっぱい、もう謝っても謝り切れないといつも悩んでいたみたいで、でも、私はそれをとめようとしても、とめようとしても、どんどん離れていって反発するばかりで、もうどうしたらいいのかわからないと思っていたみたいです。

いろいろな人に相談しても、親の子育てが悪いとか、愛情が足りないのではないのかと言われたりするので、なかなか人にも相談できなくなって、ほとんど1人でずっとそのことを抱え込んでいたと言っていました。その中でいつも母が考えていたことは、私は朝人というんですけども、朝人を殺して自分も死のうということを経日のように考えていたと言っていました。

私は2人の娘がいて、ちょっと大げさかもしれないですけども、私は自分の娘は自分の命よりも大切だと思っているんですけども、自分の娘を自分の手で殺そうなんていうことは考えたこともなかったので、でも、母も私のことを大切に思ってくれてはいたと思うんですけども、だからこそ自分の子供を殺して自分も死なないといけないというぐらいの極限状態まで、非行というのは家族を苦しめるんだなというのを、すごく遅い話ですけども、29歳ぐらいのときに知って、そのとき母が泣いたんですけども、でも、もう取り戻せない、ものすごく申しわけなかったなと思っています。

再サポ愛知の話に戻ります。私たちのサポートの中で「四つ葉の事業」というサポートを紹介しましたが、これには順番があります。現在、少年鑑別所か少年院に入っている少年でないと、サポートを始めないと私たちは決めています。鑑別所か少年院に入っている子がいたら、依頼があれば、そこに何度も面会に行きます。

例えば社会に帰ってきたら、担当の保護司さんがいるので、そこに御挨拶に行った後、出てきた少年と、施設にいるところからずっと面会に行っていた2人のスタッフが3人で「おかえり合宿」というものをします。よく不良の子たちは「出院祝い」とか言うんですけども、私たちはNPOでやっているの、**「出院祝い」と言うと、社会の人たちと変に思われてもいけないと思うので、ちょっと考えました。**

合宿に行った後、就労・就学・余暇のサポートをしていきます。一番最初に「私たちのミッション」というところで、本音と希望をもとにしていくと御説明させてもらったと思うんですけども、施設の中に何回も面会に行くことと、出てきてからすぐ1泊2日の合宿に行くというところで、しっかり本音と希望を教えてもらうようにしています。そこからそれをもとにして、どんな仕事をしたいとか、どういうことに社会の中で実際に困っているとか、どんなことが不安かとか、いろいろ教えてもらって就労・就学指導をさせてもらっています。

期間でいうと、鑑別所の場合だと大体1カ月ぐらいで、少年院だと半年とか1年とかなんですけども、施設で大体1カ月から1年ぐらい施設内サポートをした後、社会に帰ってきてからは半年間だけサポートすると決めています。

「CCNC study club」と書いてあるんですけども、これは再非行から離れるための勉強会というのを日本福祉大学の名古屋キャンパスで月に1回やっているの、そこに参加してもらっています。最後の半年間でサポート終了のときには、本人に前に出てもらって30分程度自分のストーリーを話してもらっています。

サポート終了してからは、そこでその子との関係がぷつぷつ終わるわけではなくて、ここからは「細く長い、人と人との関係」ということで、サポートする側、される側ではなくて、普通の関係ですね。友達みたいな、知り合いみたいな感じで、何かあれば電話して「最近どう？」とか「飯行こうや」とか、そういう感じにしています。

実際、何人の少年のサポートにかかわっているかという、このNPOは登記をしたのが去年の8月です。実際に活動を始めたのが去年の11月1日からなので、その前も私はNPO以外で活動していたんですけども、今、再サポ愛知として少年のサポートさせてもらっているのは8人です。その8人の内訳というのは、8人のうち5人は、現在、施設内サポートをしています。5人のうち1人は鑑別所にいて3日後に審判があります。今、とりあえず施設から出てきて社会内サポートをしている子は1人です。その子は4日前に少年院から出院してきました。

私もきのう、おとといの1泊2日で合宿に行ってきました。それで、そのまま合宿が終わった後、会社の社長さんのところに一緒に行って、面接してもらって採用ということになりました。半年のCCNCサポートが終了した子は、今のところ2人います。この2人は、今のところ非行をしていないです。

この写真は合宿先の2人なんですけれども、私は愛知県で活動しているんですけども、「おかえり合宿」でどこへ行くかという、愛知県の隣の静岡県静岡市まで車で大体片道3時間かけて行っています。静岡に大体夕方ぐらいに着いて、一緒に御飯とかをみんなで食べて、風呂に入ったりして、夜、静岡のいろいろな人が来るので、話をしたりしています。おとといは静岡に到着してみんなでカレーを食べて、静岡の一軒家に泊まっているんですけども、その人と話をしたりして、ちょっと釣りでも行こうかと、夜、釣りに行って、全く釣れなかったんですけども、帰ってきて一つの部屋にみんなで布団を敷いて、

じゃれながら寝て、朝起きてから、その日に面接があるので、今からみんなで履歴書を書こうと言って、1時間ぐらいかけて一緒に履歴書を書いて、証明写真を撮って、行きました。

これは1回目の合宿のときの釣りのときです。朝御飯を食べて。

右下の分は、CCNCサポートというのが、2人収容されていたんですけども、そのうち1人の子は、その子が鑑別所にいたときに、これで少年院送致にならなくて出られたらフルマラソンと一緒に出ようなど約束して、出てきてから一緒にフルマラソンに出場しました。私自身、フルマラソンはやったことがないですし、少年院ではいっぱい走ったりしていたんですけども、少年も10キロ以上今まで走ったことがないと言っていました。でも、気合いというか、気持ちで何とかやるのではないのかということでも2人で出場しました。そうしたら、当たり前のように甘くはなくて、全く練習せずに挑んだ私は、本当に半分の地点でもう足ががくがくいいながらリタイヤして車で待っていたんですけども、なかなか少年が帰ってこんなと思ったら、足を引きずりながら帰ってきて、完走しましたよと言って帰ってきました。何かすごいなと思って尊敬しました。

(資料P.3下段のスライド) これは「CCNC study club」のチラシなんですけれども、本当にいろいろなものやっていて、鑑別所とか少年院とか、非行をやった少年たちに、再非行から離れるためにどんな人の話だったら聞いてみたいかと聞きながら、それを参考にして講師の人をお願いしています。

例えばみんな彼女とかが大切なので、彼女を大切にするための性のことを教えてもらおうということで産婦人科医の人に来てもらったり、あとは、非行経験があって、少年院から出た後に少年院に入る前の地元に戻って、そこから過去と一緒に悪いことをやっていた仲間と関係を断ち切っていくって、悪いことをやめていった人の話とか、いろいろな話をしてもらっています。

この写真の上のほうは講師の人に来てもらったときの写真です。

真ん中の写真は、この子は足を引きずりながら見事に完走した少年です。このサポートが半年たったので、みんなの前で自分のストーリーを30分ぐらいしゃべってもらいました。この子がこのときに言っていたのは、この子は高校に行っていたときに逮捕されたんですけども、逮捕されてそのまま退学になってしまったんですけども、本人は退学になってよかったと言っていました。それによって新しい道が開かれて、今は将来わくわくしていますよと言っています。捕まってよかったというのも本人は言っていて、その理由は、捕まらなかったら、正直、誰にも見つからずに悪いことをずっと続けていたと思うと言っていたので、捕まらなかったら、多分、自分をとめられなかったと。

今、この子は勉強をやり直したいということなので、就学サポートということで、就学担当のスタッフが通信制高校の入学手続と一緒にして、通信制高校に入りました。通信制高校で1人で勉強するのは大変なので、学習のサポートのほうを週2回やっています。それがまたバイトもやりたいと言ったので、スタッフで個人事業主の人が雇用してくれて、

今、バイトもしています。

この「CCNC study club」では、講師の人がしゃべって、若者がしゃべった後はみんなで円になって語り合おうんですけども、この円になっているメンバーの中には、少年院の先生だとか鑑別所の先生も来たり、学校の先生だとか、我が子が今、少年院に入っている保護者の立場ですとか、あと、10代の私が付添人をやらせてもらった子たちも5人ぐらい来ていて、本当にいろいろな立場の人が参加しています。でも、ここでは立場とかも何も関係なく対等な立場として話し合おうんですけども、再非行から離れるために大切なことをみんなで話し合います。

ちょっと前に戻るんですけども、本人にしゃべってもらうということには狙いが二つあります。

一つは、自分の過去のストーリーからコントロールされるのではなくて、しゃべってもらうことによって、自分の過去のストーリーをコントロールする側になってほしいということがあります。

もう一つは、いろいろな少年がいると思うんですけども、いろいろな大人が、この子はこうやったら幸せになるとか、君はこういうふうにしたら悪いことをやめるとかと言うのも大切なかもしれないですけども、私は、その子が立ち直っていったり、幸せになっていく答えというのは本人しか持っていないと思うので、本人がしっかり過去のこととか、未来のこととかを整理して、ここに来てくれて自分の言葉で整理してしゃべるということで、でも、自分の答えは自分で持っているとは思うんですけども、今でも私自身もわかっていないので、その答えに近づいてもらうための作業の一つでもあると思っています。

(資料P.4)先ほどから「CCNCサポート」と言っているんですけども、どこからこの「CCNC」というのが来たかというのがこれです。この英単語の頭文字を取っています。

再サポ愛知の副理事長は本田というんですけども、よく本田が言うのは、非行は徐々に始まって徐々に終わると言います。生まれてすぐに、実際、関西とかでバイクにぶんぶん乗ったり、けんかしたり、人のものを盗んだりというのは、いきなりはしないと思うんですけども、本当に非行をやる子たちも、小学生とか、いろいろなことがある中で少しずつ非行になっていくと思うんです。終わるときも、徐々に始まったものは、いきなり何か厳しい教育を1年、2年受けたからといって、出たらすぐその日からすぱーんと人間が変わるかという、なかなかそれは難しいと思うので、やはり徐々に始まったものは徐々に終わるということを大切にしたいと思っています。

これはどういうメンバーでサポートしているかということなんですけれども、先ほども言わせてもらったように、過去に非行経験があるスタッフがあります。非行経験があるスタッフの強み、それは、少年院だったらもっと確率が低いんですけども、例えば鑑別所経験が今までにあるスタッフだと、社会の中で1万分の1ぐらいの同じような経験をしているので、そこでちょっと共感できたりすることもあるし、あとは、非行経験のあるスタッ

フというのは、非行をやっていたけれども、そこから立ち直っていったというノウハウを持っているので、それを少年たちと共有することもできます。

大学生とか社会人のスタッフは、その人たちが逮捕されずに生きてきたというのは、ある意味、私が思うのは、この中の方もほとんどそうかもしれないんですけども、逮捕されずに社会の中で生きてきたノウハウというのは、非行少年が非行をやらずに生きていくということでは、プロ中のプロなのかなと思っています。だから、犯罪をせずに生きていくノウハウとか、価値観というものを少年たちと共有してもらったりしてほしいと思っています。

少年も、社会の中でやり直していく、人生を生きていくに当たって、過去に自分と同じような、1万分の1のような特殊な経験のある人とばかり生きていくわけではないと思うんです。ほとんどがそういう経験のない人たちと社会の中で上手に生きていかないといけないので、同じ経験がある人がわかるよ、わかるよと、そういうのだけではなくて、それは大分ずれているよねとかということもちゃんといろいろ共有しながらサポートをしていくようにしています。

今、会員の人は、最初に書いてあったように、78人の方が会員になってくれているんですけども、会員の人の中には弁護士さんとか、司法書士さんとか、社労士さんとか、いろいろな立場の方がなっています。

非行をやっていると、私の10代のときもそうだったんですけども、先輩の彼女と遊んだりして何か問題を起こすと、先輩から呼び出されて、迷惑をかけたから、あした20万円持ってこいとか言われると、不良の独特の解決の仕方をしないといけなくて、そのときに私が思いつくのは大体二つで、一つは、20万円はないので、いろいろなお店に盗みに入って20万円用意して払うというのと、もう一つは、その先輩よりもっと不良のレベルが高い先輩にお願いして、今、誰々さんからちょっと変なことを言われているので助けてもらえませんかと言って、うちが助けるわと言って解決するという不良独特の解決の仕方があるんですけども、そういうことをいつまでもしていると、その人たちはそういう考えから抜け出せないで、そうではなくて、少年院を出てきたら社会の中でいろいろなトラブルとか課題があるんですけども、そういうときには、僕らのときにはプロの人たちがいっぱいいたので、言ってくれば、そういう人たちにすぐ僕らも話をするから、社会人としてスマートに解決していこうよと話しています。

会員の中には、少年院から出た子たちも雇用したいという企業さんも入ってくれているので、雇用してもらったりしています。

今、78人なんですけれども、会員が365人になったら日めくりカレンダーをつくりたいと思っています、例えば1人の会員が1月1日とか、どこか1日を担当して、非行をやっている少年に本当に伝えたい大切なことを書いてもらって、少年たちにそれをプレゼントするというのをやりたいので、会員になってもいいよという方がいたら、配付資料の中に入会申込書があるので、書いてもらえるとうれしいなと思います。

1か月くらい前に韓国に視察に行きました。韓国の民間刑務所とか、非行少年を支援している団体に視察に行ったんですけれども、この言葉は、そのときに非行少年を支援している団体の代表が言っていた言葉です。私もこの言葉を聞いてすごくそうだなと思いました。10代のころに、いろいろな大人の人が私の周りにやってきてくれて、正しい言葉を腐るほど言ってくれるんですけれども、でも、完全にそれはもう右から左に流して行って、聞こうとも思わなかったし、言われたら逆にむしろその反対のことをしたいと、いつも私はひねくれて思っていたんですけれども、でも、その中でもやはり信頼できる大人の人とかもいて、そういう人たちの話は本当にむしろこちらから聞きたいと思っていたし、その人たちが言ってくれていることが、なかなかすぐには守れなくても、大切にしたいと思っていました。だから、再サポ愛知のメンバーも、このことをしっかり大切にしたいと思っています。

あと、2年か3年くらい前にも、オランダの少年院だとか、デンマークの刑務所とか、いろいろなところに視察に行かせてもらいました。オランダの少年院の中にはラウンディングカウンセラーという人がいて、その人は少年が少年院に入っているうちから何度も少年院に面会に行って、少年院の中で一緒にバスケットボールをしたりとか、散歩をしたりしてコミュニケーションをしっかりとって行って、その子が社会に帰ってきたら「私はあなたの家のすぐ近くに住んでいるから、何か困ることがあったら、365日、24時間いつでもいいから電話してよ」というふうにしていると言っていて、それを2年くらい前に私が聞いたとき、それはすごく大切なことだなと思ってヒントにさせてもらっています。

今年もイギリスに行かせてもらう予定にはなっているので、またどんどんこういういろいろなところに足を運んだりして、時代の変化とともにその辺もいろいろ環境も変わるので、常に学び続けていきたいと思っています。

長くなってしまったんですけれども、最後のスライドです。これは長女が四つ葉のクローバーを見つけてくれて、いいなと思って写真に撮りました。

私自身、今は非行とか犯罪はやめたので、ほかの友達とか非行少年とかを見ていても、やはり人は変われると思います。でも、私もそうですけれども、なかなか1人ではやはり変わるの難しいです。サポートをしてくれた人とか、サポートする側、される側ではなくて、本当に人と人との関係を持ってくれた人がいたから変わったと思っています。

最後は今の自分の本音だけ言わせてもらって終わりたいんですけれども、今の私の本音は、ちょっとこの言葉は誤解されるかもしれないんですけれども、「今は非行とか犯罪をやる必要がなくなった」というのが今の自分の本音です。

どうもありがとうございます。（拍手）

質疑応答等

○司会 ありがとうございます。

司会の進行としては不徳のいたすところで、時間の進行がなかなかうまくいかなくて申しわけございませんでした。

きょうは相当遠方からもお見えになっている受講者の方もおられて、お帰りの時間等もあるのかなと思いますので、各机の人に意見交換をしようかなと思っていただけんですけども、そういった事情もあると思いますので、もうこのまま質疑応答に移らせていただきたいと思います。

御登壇いただいた3名の方に特に御質問をされたいという方がおられましたら、挙手をお願いしたいと思います。マイクを職員が持っていきますので、特に御質問や意見があったらお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。どうぞ遠慮なくと思います。

後ろの方、お願いします。

○質問者A お話しいただきまして、ありがとうございます。若者の支援をしております。

高坂さんに質問なんですけど、出てきてから半年サポートされて、そこから関係性を変えられるということなんですけれども、これはなぜ半年なのでしょうかということをお教えいただきたいと思います。

○高坂氏 そうですね。だらだらするのもあまりよくないかなと思っていて、広島県福山の団体の代表の方が言ってくれたことがあって、非行少年というのは、あまり長いことずっと継続するのは嫌がるけれども、単発でこの期間だけ一生懸命頑張ろうと言えば頑張ってくれると言っていたので、半年きっちり頑張ろうと言って、その後も頑張らなければいけないんですけれども、そこはうまく乗せていけたらいいのかなと思うのと、あとは、あまり長々としていると私たちもいっぱい経費もかかってしまうので、そこはきっちり半年でやると決めています。

○質問者A ありがとうございます。

私たちも少年院のほうに出てくる前の少年に会いに行って、これはチャレンジなんですけれども、例えば法人として、保護司でもいいですけれども、何かそういうつながりがつくれないかなとチャレンジしているんですけれども、やはりいろいろな少年がいますので、期間とか悩むところがありまして質問させていただきました。またいろいろ教えてください。どうもありがとうございました。

○司会 ほかはいかがでしょうか。

そちらの方、どうぞ。

○質問者B 群馬県から参りました。本日は貴重なお話を聞かせていただきまして、ありがとうございます。

先ほどの押越先生の説明の中で、子供たちは被害者だというようなお話があったんですけども、私も常々そういうところを感じるところがありまして、先ほど高坂先生のお話

にもあったんですけれども、小さい子供たちというのは、本当に今からあんな犯罪をするような子供たちというのはいないように思えるんです。でも、その子供たちが大きくなって少年になったり、それからもっと大人になったときには、今のいろいろな本当に理にかなわないような、どうでもいい、誰かを殺したいというような殺人が起きたりとか、そういうことが起きていると思うんです。

ただ、そこには多分、小さい子供たちの親や大人や社会がそのように育てているのかなというのを常々感じていて、そして、やはりそれには、一番子供たちに接しているのは私たち親なので、私も子供が中学生と高校生がいるんですけれども、私たち親がどうやって子供に家庭教育をきっちりするかというところがすごく大事なのかなと思うんですけれども、そうしたときに、今の私たち親が家庭教育を、みんなでもうちょっと家庭教育を考えようよ、どうしたらいいんだというのを考えていくには、どういうことをやっていったらいいのかなというのをすごく今もずっと課題で持っていて、なかなかそれがうまくいかずに実行できないでいるというところがあるので、もしこうしたらいいよとか、何かそういうアドバイスでもいただけるとありがたいなと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

○司会 押越先生、いかがでしょうか。

○押越氏 ありがとうございます。

非常に難しいところであると思いますし、一般的に言えば、いろいろな親の会というのがございまして、そういうところがいろいろと活動しています。そういうところでいろいろ事情を抱えながらという、いろいろなパターンがあるのですが、いろいろな親の会というところに参加されて、いろいろ忌憚のない発言をしてみんなで批評し合うという、そういうところが非常に大事なのかなと。

一番困ってしまうのは、そういう思いを抱えながらも、誰にも相談できなくてこもってしまうという、そこが一番危険かなというところは思います。

私個人の考えとしては、今、御質問いただいた先生はお子さんも大きいようですけれども、嫌がるかもしれないけれども、1日1回しっかり抱き締めてあげることです。嫌だよと言うかもしれないですけれども、そういうことというのはすごく大事だなと思って、少年院の保護者に対しては私も常々お願いしているところです。必ず抱き締めてあげてくださいということなんです。

それによって、体は大きくて何か発達したような感じですがけれども、まだまだ甘えたいとか、そういう思いというのはすごく持っていると思うんです。そういうところを具体的にあげたりとか、抱き締めるという行為でなくたって、何にしてもいろいろ声をかけてあげるとかですね。本当に大事に思っているし、宝物なんだと、本当に支援してあげるよと、そのためには一緒に頑張っていこうなというような、そういう受容から入っていくところだと思います。

最初に言ったように、そうやっていろいろな親の会をいろいろなところで検索していた

だいて、無理のないところで自己のいろいろな思いとかを吐露するという場として使っていただければなと思いますし、あとは、少年鑑別所においても、これはいろいろな青少年にまつわるところ全般でいいんですけれども、鑑別所も相談できる機関を持っています。そういうところをお訪ねいただいて、こういうところで困っているという具体的なものがあるかもしれません、ぜひぜひ気軽にお使いいただければとも思っております。

私からは以上です。

○質問者B どうもありがとうございました。

○司会 では、最後、後ろのほうで手を挙げられておりますが、すみません、お時間ですので、最後とさせていただきますと思います。

○質問者C 横浜市から参りました、障害者の就労支援をしておりますシルバーリボンの者です。本日は貴重なお話をお聞かせいただき、ありがとうございました。

高坂さんにちょっと御質問させてください。昔、一緒に非行をされていた方たちとまだつながりとかは多少はあるかなと思うんですけれども、そういった方たちは、今、高坂さんのやられている取り組みに対してどのような反応をされているのかなというのをお聞かせいただければと思います。お願いいたします。

○高坂氏 ありがとうございます。

過去と一緒に悪いことをやっていた友達とは、今もほとんどみんなつながっています。その友達とかがフェイスブックとかブログとかを見ているんですけれども、私が広島に帰れば一緒に御飯を食べたりして話すんですけれども、本当にすごく多いというのは、事業とかをやっている人とかは「少年がいたら雇用するけ、なんぼでも言ってや」と言う友達もいたりとか、そういう反応とはまた別に「少年をあまり甘やかせずになんか厳しくいったほうがいいよ、もう放っておいたほうが、ある程度時間が来たら立ち直るけ、やらんほうがいいんじゃない？」と言う友達もいたりとか、いろいろ言ってくれるので、私も参考にしながら話は聞いています。

○質問者C ありがとうございます。

そうですね。私も10代のころに似たような経験がありまして、そうやって私の経験を生かして非行少年に何かやれないかなと考えていたところ、やはり昔、一緒に悪さをしていた友達がどういう反応をするかなとか、もしかしたら、いまだに悪いことをしている先輩たちが何か足を引っ張るようなことをしないかなとか、そういうのが気になって御質問させていただきました。ありがとうございました。

○司会 ありがとうございます。

それでは、御質問も尽きないかと思いますが、時間の関係で以上とさせていただきますと思います。

それでは、最後に、3名の講師の皆様から会場の参加者へ、一言ずつメッセージとか何かありましたらいただきたいと思いますので、それでは、作田先生から順にお一言ずつお願いしたいと思います。

○作田氏 今、いろいろお聞きして、以前、私も実は法務教官をやっていたんですけど、今は歴史研究をやっているんですけども、本当に現場の目と、今こういう形で教員となって大きな目で見るといって、この二つの側面から非行少年を見ていくというのが非常に大事だと思いますし、その中で一つ気づいたことは、やはりかわりですね。かわりが本当に薄くなっていくと、少年の真意というか、本当のところが見えなくなっていくのではないかなというところは本当に感じております。

○押越氏 きょうはありがとうございました。何かほとんど雑談みたいですが、非常に大切なのはやはり情熱だと思います。暑苦しいくらいにまとわりつくところだと思います。

そして、彼らにいつも言っているんですけども、何か一つでもいいから、自分のこれだけは守りたいという宝物、これは見つけていこうよ。何でも、食事も与えられ、薬も与えられ、何もされ、教官の目が光っているという、そういうところでロボットになると。それは嫌だと。自分でこれだけは嫌だということを一つ、それを宝物にして幸せになってくれということは常々言っていますし、あとは、最後、あなた方はいろいろな人を傷つけてきた。その人たちを幸せにする義務もあるんだよ。しなくてはいけないんだよ。でも、さらに強く言いたいのは、あなたたちは幸せになる権利も持っている。ぜひ幸せになってくれ。それを味わって、温かい家庭をつくってくれということを常々いろいろな場で暑苦しく訴えています。

○高坂氏 きょうはありがとうございます。

10代のとき、ずっと私が大人に対して思っていたのは、大人は全員敵だと本当に思っていました。だけれども、だんだん自分が大人になってきて思うのは、きょう来てくださっている方はすごく優しい目で見えてくれたので、少年院の先生だとか、保護司さんとか、警察とか、ほかの人とかも敵ではなかったんだというのがだんだん大人になってわかって、本当に心配してくれているから、そう言ってくれていたんだと大人になって思ってしまったんですけども、子供のころはわからなかったです。

だから、私もいろいろな少年たちに、きょう来られている人みたいに、いろいろな優しい大人の人たちがいっぱいいるから、敵ではないよというのは伝えていきます。

あとは、少年たちも1人ではなかなか変わっていくのは難しい。絶対に変わるんですけども、1人ではなかなか変わらないし、かといって、誰か1人の支援者とか、一つの団体で支援していただくだけでは、なかなか変わるの難しいかもしれないし、1人の人とか一つの団体とかで支援をするというのもあまりよくないのかなと。

偏ったサポートになるかもしれないので、よくないなとちょっと思っているんで、この後、名刺交換のタイムがあると聞いたので、私も日々、少年たちのことで困ったら、出会わせてもらった人たちに頼らせてもらいながら、どんどん助けてもらっているんで、この後いろいろ名刺交換をさせてもらって、今かわらせてもらっている子たちで困っていることがあったら、一緒にその子たちが幸せになっていけるようにさせてもらえたらありが

たいなと思っています。よろしく申し上げます。

○司会 ありがとうございました。

それでは、締めくくりに当たりまして、内閣府の安田審議官のほうから最後に閉会の挨拶をさせていただきたいと思います。

御挨拶

内閣府大臣官房審議官（共生社会政策担当） 安田貴彦氏

内閣府の大臣官房審議官の安田でございます。

本日は、大変多くの方々にお集まりをいただきまして、ありがとうございました。

LGBTの研究会をやったとき以来かなという集まりでございました。それだけこの少年非行の問題に対して、多くの方が関心を持っている証拠だろうと思います。

少年非行自体は、統計的に見れば、徐々にというか、確実に減っておりますし、凶悪犯というものも、少なくとも統計ベースで見ると限りでは、必ずしも多くなっているわけではありませんけれども、ただ、やはり昨今の川崎での事件とか、あるいは名古屋や佐世保の女の子が人を殺してみたかったということで殺した事件などがございましたように、なかなか了解不能な事件というのかなり発生しているのは事実ですし、そういった中で、どう対処していったらいいのかということをお考えになっておられるのだろうと思います。

本日は、そういった中で、作田先生、押越先生、高坂先生に貴重なお話を伺いまして、ありがとうございました。

作田先生のお話を伺っていて、歴史、時代はいろいろな変化があっても、本質的な部分というのは、少年非行の背景というものについては変わらないのかなと。ただ、そうは言いながらも、環境が非常に大きく変わっていて、その環境の変化といったものにつれて、特に今日でいえばいろいろな情報通信環境の変化、また、家庭の変化といったものが非常に大きな要素としてあろうかと思っておりますので、こうした時代の変化を踏まえた上で、いろいろな非行対策をしていかなければいけないのかなというのが痛切にわかりました。

また、押越さんのお話の中で、エリート中のエリートの非行少年の子供たちに対応しているので、言葉に尽くせない大変さがあったかと思っておりますけれども、こういった施設での処遇と、その後、保護観察に行くわけでしょうけれども、それと、そしてまた地域社会に帰っていくという、この各段階のつなぎなり、連携というのが非常に重要なのだろうなと思っております。

そんな中で改正された少年院法、あるいは新しくできた鑑別所法というものを踏まえて、鑑別所法では犯罪の防止ということについても非常に強調されていると伺っておりますので、今後そういった施設と社会との関係というものがより円滑に、また相互理解が深まった形で行われていくと非常にいいなと思っております。

特に小さいころからのということで、また非常にいい御指摘をいただいたなと思っております。

また、高坂さんの場合には、本当に当事者であって、今はそういった形で再非行の防止の活動をされているという中で、非常に大変な御苦労もありながらだと思っておりますけれども、当事者でなければわからない視点といいますか、そういったものも生かして活動していた

だいていることは大変貴重なことだろうと思います。

そういった中で、いろいろなかかわり方、それこそ非行した子供たち、あるいは非行しなかった人たちという、そういういろいろな経験を持った人たちが経験を共有しながら、子供たちの立ち直りに携わっていくという活動、特にまたそれが行政とかではなくて、市民のレベルといたしますか、民間のレベルでかかわられているところが、また非常に価値のあるものなのだろうなと思います。

私ども内閣府のほうでは、御案内のとおり、子ども・若者育成支援法に基づきまして、各地域に子ども・若者育成の地域協議会というものをつくるという活動をずっと各自治体の皆様を中心に続けているわけですが、都道府県で半分、政令市で3分の2くらいにできていますけれども、基礎自治体のほうではまだまだ数パーセントというような状況ではあるんですが、これは非行少年だけではなくて、被害少年も含めてですし、あるいはニートや引きこもりや発達障害、それこそ最近では子供の貧困の問題とか、LGBTとか、そういった問題も含めてさまざまな困難を抱えた若者に関して、いろいろな機関が連携して、これは民間も含めてですけれども、子供たちを見守っていこう、支援していこうという大きな組織でございます。

こういった中で、子供の問題、非行の背景には、先ほどもありましたが、その裏に発達障害があったりとか、あるいは家庭の環境の問題があったり、あるいは仲間との関係があったり、学校での問題があったりとさまざまな多角的な要素が絡んできていますので、そういったものが連携をしていくと同時に、子供がまた年齢を重ねていけば、そこにかかわっていく機関も変わってくるわけです。それでどこかで途切れてしまって、あとは知らないよという形になってしまわないように、年代層を貫いた形での連携と、こういったものを進めていく必要があるのかなと思って、私どもは地域協議会という制度を、形の上ではそういったものを整えて、子供たちが健全に育っていくことを支援していきたいなと思っていますところでございます。

それと、私も多少、少年非行の問題にかかわっている中で、一つだけ本を御紹介させていただければと思うのですが、これは現場でやっておられる方の本なのですが、北九州市の少年サポートセンターで活動されている安永智美さんという女性の方ですが、この人が数年前、2011年にPHPから『言葉ひとつで子どもは変わる！』という本を出しています。

この安永さんには2回か3回お会いしているのですが、すごくパワフルな元気のいい女性なのですが、本の中身を見るとなかなか壮絶なものでして、包丁を持って家庭の中で暴れている子供のところに1人で乗り込んでいったりとか、6人もレイプした子とかかわったりとか、そういったすさまじい内容なのですが、中身を読んでも、私は『言葉ひとつで子どもは変わる！』ではなくて、本気の言葉がなかったら絶対に変わらないと。これが本当に立ち直らせるためには必要なことなのかなと感じた次第でございました。押越さんの御指摘にもつながるようなところがあるように受けとめました。

今後、私どももまた少年非行の問題に限らず、青少年の育成支援のためにいろいろな角度からこの研究会をやっていきたいと思いますので、また多くの方々に御参加いただければありがたいなと思います。

本日は本当にありがとうございました。（拍手）

○司会 以上で、第1回研究会のほうは終了とさせていただきます。皆様、大変ありがとうございました。